

(登録の取消し等)

第三十六条の十三

国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条第七項第三号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十六条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十六条の六から第三十六条の八まで、第三十六条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十六条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三十六条第七項第三号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条の十四

登録試験機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 登録試験の手数料の収納に関する事項

二 登録試験の申請の受理に関する事項

三 登録試験の結果に関する事項

四 その他登録試験の実施状況に関する事項

(報告の徴収)

第三十六条の十五

国土交通大臣は、登録試験業務の実施のため必要な限度において、登録試験機関に対し、登録試験業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第三十六条の十六

国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十六条第七項第三号の登録をしたとき。

二 第三十六条の六の規定による届出があつたとき。

三 第三十六条の八の規定による届出があつたとき。

四 第三十六条の十三の規定により第三十六条第七項第三号の登録を取り消し、又は登録試験業務の停止を命じたとき。

第三十八条第四項中「第三十六条の二」を「第三十六条の十七」に改め、同条第七項中「第三十六条の二」を「第三十六条の十七」に、「第三十六条の三」を「第三十六条の十八」に改める。

別表第二の三中「第三十六条の二」を「第三十六条の十七」に改め、同表を別表第二の五とし、

別表第二の二中「第三十六条の二」を「第三十六条の十七」に改め、同表を別表第二の四とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第二の二(第三十六条の二、第三十六条の三関係)

試 験	施 設 及 び 設 備
自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、原動機をエンジンダイナモメータに設置して行うもの	一 エンジンダイナモメータ 二 吸入空気量測定装置 三 燃料消費量測定装置 四 排気導入管 五 記録装置 六 試験室 七 希釈トンネル、希釈排出ガスサンプル流量計、フィルタホルダ、サンプリング吸引ポンプ、秤量室及び秤量計(粒子状物質を測定する場合に限る。) 八 定容量採取装置 九 排出ガス分析計

自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を測定する第三十六条第六項に規定する基準に係る試験であつて、自動車をシャシダイナモメータに設置して行うもの

十 標準ガス	一 シャシダイナモメータ
十一 黒煙測定器(黒煙を測定する場合に限る。)	二 送風機
十二 温度計	三 運転指示装置
十三 湿度計	四 車速測定装置
十四 気圧計	五 風速計
十五 エンジン回転速度計	六 風向計
	七 惰行時間測定装置又はホイールトルク測定装置
	八 排気導入管
	九 記録装置
	十 試験室
	十一 希釈トンネル、希釈排出ガスサンプル流量計、フィルタホルダ、サンプリング吸引ポンプ、秤量室及び秤量計(粒子状物質を測定する場合に限る。)
十二 定容量採取装置	
十三 排出ガス分析計	
十四 標準ガス	
十五 黒煙測定器(黒煙を測定する場合に限る。)	
十六 温度計	
十七 湿度計	
十八 気圧計	
十九 エンジン回転速度計	

別表第二の三(第三十六条の三関係)

学 歴	年 数
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院若しくは大学(短期大学を除く。又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(以下「大学等」という。))において機械に関する学科を修得して卒業した者	一年
大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校(以下「専門学校等」という。))において機械に関する学科を修得して卒業した者	二年
短期大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等専門学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において機械に関する学科を修得して卒業した者	四年